

～新成人の皆さんへ～

20歳になったら国民年金

国民年金は年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

20歳以上60歳未満の方は義務付けられています。

20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう!!

※20歳になる誕生月頃に日本年金機構から申請用紙が送付されます



国民年金のポイント

◆将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◆老後のためだけのものではありません!

国民年金は、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」「子」)が受け取れます。

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

◆学生納付特例制度

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

◆納付猶予制度

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

※平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象となります。

- 保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取ることができない場合があります。また、保険料には学生納付特例制度や納付猶予制度のほかに、免除制度があります。
- 申請手続きなど詳しくは、村民課または名護年金事務所へお問い合わせください。

お問い合わせ： 村民課 年金係 ☎966-1205
 名護年金事務所 ☎0980-52-2522

要介護認定を受けている方の障害者対象者控除について

介護保険の要介護(要支援)認定を受けている65歳以上の方について、申請により村が定める認定基準に該当する方には、「障害者控除対象者認定書」を交付します。所得税や村・県民税を申告する際、この認定書を添付すると本人又はその扶養者が障害者控除(特別障害者控除)を受けることができます。税の申告前までに福祉健康課にて手続きをおすすめします。

障害者控除対象者認定の範囲内であれば「認定書」を交付。範囲外であれば「非該当通知書」を交付します。

控除区分	基準
障害者控除	認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅱ」・「Ⅲ」の人または障害高齢者の日常生活自立度が「A」の人
特別障害者控除	認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅳ」・「M」の人または障害高齢者の日常生活自立度が「B」・「C」の人

交付期間 平成31年2月1日(金)～

対象者

65歳以上の方で、介護保険法に基づく要介護(要支援)を受けている方であること。認定基準は平成30年12月31日の要介護認定状況となります。

申請方法

福祉健康課にて「障害者控除対象者認定申請書」を提出

持参するもの

介護保険被保険者証、印鑑

※認定基準の詳細内容は福祉健康課までお問い合わせください。

お問い合わせ
 福祉健康課 高齢者福祉係
 ☎966-1207